

令和 2 年 3 月 9 日

首席家庭裁判所調査官 殿

首席書記官 殿

事務局課長 殿

庶務課長 殿

検察審査会事務局長 殿 (さいたま一検, 二検)

さいたま地方裁判所事務局長 關澤直人

さいたま家庭裁判所事務局長 横山真幸

新型コロナウイルス感染症に関する報告について(事務連絡)

新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢の推移等を踏まえ、今後の感染拡大防止策や各職場での応援態勢の構築等を検討するため、別添のとおり職員周知文書を送付しますので、速やかに回覧などの方法で職員に周知してください。

同周知文書記 1 ないし 3 の申し出があった場合は、適宜の方法で下記 1 のとおり報告してください。

また、新型コロナウイルスの関係で病気休暇等を取得した職員がいる場合は、下記 2 のとおり報告してください。

なお、同周知文書記 2 又は 3 の相談があった場合は、適宜の方法で、別紙 3 の報告先まで御相談ください。

おって、同周知文書 1 ないし 3 の申し出に至る前であったとしても、職員から発熱等の風邪症状の申告や相談があったときには、休暇を取得して登庁を差し控えるよう促すなどくれずれも体調不良の職員に無理をさせないよう御配慮願います。

記

1(1) 報告内容

職員の所属・氏名・官職、病状、休暇取得状況、病院等の受診結果（診断日）、裁判所外の施設等において感染者が発生した状況等、判明している範囲の情報、その他必要と認める情報（状況確認に当たっては、職員や職員の家族のプライバシーを必要以上に詮索するこがないようとする。）

(2) 報告方法、報告時期、報告先

別紙のとおり

(3) 対象職員

全職員（裁判官及び非常勤職員を含む。）

2(1) 報告内容

発熱など風邪の症状（新型コロナウイルスとは無関係な病名の確定診断を受けている場合を除く。）を理由として病気休暇又は特別休暇を取得（休暇願又は休暇簿を提出）した職員の休暇願又は休暇簿

(2) 報告方法、報告時期、報告先

別紙のとおり

(3) 対象職員

非常勤職員を除く全職員（裁判官を含む。）

(別紙)

1 報告方法

記 1 についてはメール本文に記載する方法、記 2 については休暇願又は休暇簿の写しを持参又はP D Fでメール送信する方法

2 報告時期

記 1 の申出又は記 2 の取得（提出）があり次第速やかに

3 報告先

地裁所属職員（簡裁と検審を含む。）

人事課課長補佐 戸塚（[REDACTED]）

人事課能率係長 佐藤（[REDACTED]）

家裁所属職員

総務課課長補佐 山本（[REDACTED]）

総務課人一係長 持田（[REDACTED]）

以 上